

(全国新幹線鉄道整備法施行規則の一部改正)

第百条 全国新幹線鉄道整備法施行規則(昭和四十五年運輸省令第八十六号)の一部を次のように改正する。

「運輸省令」を「国土交通省令」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正)

第百一条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則(昭和四十六年運輸省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

本則(第三十七条の七及び第三十七条の八を除く)中、「運輸省令」を「国土交通省令」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に、「環境庁長官」を「環境大臣」に改める。

第十二条の二十第一項中、「地方運輸局等海運支局組織規程(昭和二十六年運輸省令第五十号)別表第二」を「地方運輸局組織規程(平成十三年国土交通省令第二十三号)別表第三」に改め、地方運輸局若しくは海運監理部の「を削り、沖縄開発庁設置法(昭和四十七年法律第二十九号)第十条第一項」を「内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十七条第一項」に、「運輸省組織令(昭和五十九年政令第七十五号)第二百一十二条第一項の海事に関する事務」を「国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)第二百一十二条第二項に規定する事務」に改める。

第十二条の二十四第一号中、「総理府令」を「省令」に改める。

第三十七条の七及び第三十七条の八中、「運輸省令」を「国土交通省令・環境省令」に改める。

第四十一条第八項中、「海上保安庁組織規程(昭和二十七年運輸省令第七十四号)第二十二條の二第一項」を「海上保安庁組織規則(平成十三年国土交通省令第四号)第二百一十條」に改める。

別表第四中、「環境庁長官」を「環境大臣」に改める。

第一号の十二様式、第一号の十四様式及び第五号様式中、「国土交通大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第七号様式中、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

(旅行業法施行規則の一部改正)

第百二条 旅行業法施行規則(昭和四十六年運輸省令第六十一号)の一部を次のように改正する。

本則中、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

第一号様式、第三号様式から第八号様式まで中、「国土交通大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第十一号様式から第十四号様式まで中「Ministry of Transport」を「Ministry of Land, Infrastructure and Transport」に改める。

第十五号様式中「国土交通大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(空港整備特別会計法施行令附則第十三項の気象その他の条件を定める省令の一部改正)

第百三条 空港整備特別会計法施行令附則第十三項の気象その他の条件を定める省令(昭和四十七年運輸省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

本則中、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

(船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令の一部改正)

第百四条 船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令(昭和四十七年運輸省令第五十号)の一部を次のように改正する。

第一項中、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

第二項及び別表備考中、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(軽自動車検査協会に関する省令の一部改正)

第百五条 軽自動車検査協会に関する省令(昭和四十七年運輸省令第五十二号)の一部を次のように改正する。

本則中、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

別記様式中「国土交通大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(軽自動車検査協会の財務及び会計に関する省令の一部改正)

第百六条 軽自動車検査協会の財務及び会計に関する省令(昭和四十七年運輸省令第五十三号)の一部を次のように改正する。

本則中、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(海上交通安全法施行規則の一部改正)

第百七条 海上交通安全法施行規則(昭和四十八年運輸省令第九号)の一部を次のように改正する。

本則中、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

(船員電離放射線障害防止規則の一部改正)

第百八条 船員電離放射線障害防止規則(昭和四十八年運輸省令第二十一号)の一部を次のように改正する。

本則中、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令の一部改正)

第百九条 道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令(昭和四十八年運輸省令第三十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中、「地方運輸局陸運支局長(以下、「陸運支局長」という。))を「陸運支局長」に改める。

(道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第百十條 道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令(昭和四十八年運輸省令第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中、「地方運輸局陸運支局長」を「陸運支局長」に改める。

附則第七項中、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(自動車事故対策センター法施行規則の一部改正)

第百十一條 自動車事故対策センター法施行規則(昭和四十八年運輸省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

本則中、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

別記様式中「国土交通大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(自動車事故対策センターの財務及び会計に関する省令の一部改正)

第百十二條 自動車事故対策センターの財務及び会計に関する省令(昭和四十八年運輸省令第三十九号)の一部を次のように改正する。

本則中、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

(船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部改正)

第百十三條 船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則(昭和四十八年運輸省令第四十九号)の一部を次のように改正する。

本則中、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「主務大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第八條第三項中、「命令」を「国土交通省令」に改める。

第十五條中、「命令」を「国土交通省令又は国土交通省令・農林水産省令」に改める。

第十号様式中「国土交通大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(船舶等型式承認規則の一部改正)

第百十四條 船舶等型式承認規則(昭和四十八年運輸省令第五十号)の一部を次のように改正する。

本則中、「命令」を「国土交通省令又は国土交通省令・農林水産省令」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「郵政大臣」を「総務大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

第十三條中、「地方運輸局若しくは海運監理部の」を削り、「地方運輸局等海運支局組織規程(昭和二十六年運輸省令第五十号)別表第二」を、「地方運輸局組織規則(平成十三年国土交通省令第二十三号)別表第三」に改め、「地方運輸局又は海運監理部の」を削り、「沖縄開発庁設置法(昭和四十七年法律第二十九号)第十条」を、「内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十七條第一項」に、「運輸省組織令(昭和五十九年政令第七十五号)第二百一十條第一項の海事に関する事務」を「国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)第二百一十條第二項に規定する事務」に改める。